

船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

○船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和6年3月26日

条例第32号

船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年船橋市条例第60号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）の例による。

(指定に係る申請者の資格)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第42条第1項第2号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

(記録の整備)

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第39条第2項（省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の3第2項（省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(非常災害対策)

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第103条第1項（省令第105条の3、第109条、第119条、第140条（省令第140条の13において準用する場合を含む。）、第140条の15、第140条の32、第155条（省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。

(指定短期入所生活介護事業所等の設備)

船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第7条 省令第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）、省令第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所及び省令第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護事業所の居室並びに指定特定施設の介護居室には、非常通報装置又はこれに代わる設備を設けなければならない。

2 業務に支障がないと認められる場合には、指定短期入所生活介護事業所の介護職員室と看護職員室は、同一の場所とすることができる。

3 第4条の規定によりその例によることとされる省令第124条第8項、第140条の4第8項、第140条の30第4項及び第177条第8項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第124条第8項	第132条第1項から第7項まで	第132条第1項から第7項まで並びに船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年船橋市条例第33号）第7条第1項及び第2項
	前各項	前各項並びに船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項及び第2項
第140条の4第8項	第153条第1項から第7項まで	第153条第1項から第7項まで及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第1項
	前各項	前各項及び船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項
第140条の30第4項	第183条第1項から第3項まで	第183条第1項から第3項まで及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第1項
	前3項	前3項及び船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項
第177条第8項	第233条第1項から第7項まで	第233条第1項から第7項まで及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第1項
	前各項	前各項及び船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条

船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

	第1項
--	-----

(ユニット型指定短期入所生活介護等における入浴等)

第8条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第140条の8第3項及び第155条の7第3項の規定の適用については、これらの規定中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。